

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600945 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600325 号

第1 結論

請求者のA社B事業所（現在は、A社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社B事業所からA社に異動した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の在籍に係る証明書及び同社の回答、雇用保険の加入記録並びにC健康保険組合の回答により、請求者は請求期間において、A社B事業所に継続して勤務（A社B事業所からA社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の事業主が同社B事業所からA社への異動は昭和 51 年 4 月 1 日である旨回答していることから、同日であると認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B事業所に係る昭和 51 年 2 月の厚生年金保険の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 51 年 3 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めてい

ることから、社会保険事務所は、請求者の昭和51年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行つたものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600776 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600327 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年12月1日、喪失年月日を平成5年10月26日に訂正し、平成3年12月から平成5年9月までの標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成3年12月1日から平成5年10月26日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年12月1日から平成5年10月26日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年12月1日から平成5年10月26日まで

A社に平成2年4月1日に入社したが、入社当時は、同社は厚生年金保険に加入していなかったので、社長に加入するように頼んで、平成3年12月から加入することとなった。その後、経営難により、一度厚生年金保険から脱退し、平成9年8月1日に再度加入した。請求期間については、被保険者記録はないが、提出した給料支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書及び事業主の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から36万円とすることが必要で

ある。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、同社は、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和59年12月18日に設立された法人事業所であることが確認できることから、請求期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年12月1日から平成5年10月26日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、不明と回答しているが、平成3年12月1日から平成5年10月26日までの期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていくながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成3年12月1日から平成5年10月26日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600876 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600329 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成23年1月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成23年1月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年1月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年1月25日

A社から支給された請求期間の標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていることが賞与支給明細書で確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与支給明細書 2011年1月賞与」により、請求者は、請求期間において、A社から882万円の賞与の支払を受け、上限となる当該賞与額に見合う標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年1月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600779 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600326 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日まで

請求期間に勤務していた A 社では、毎月、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が社員には知らせずに、平成 25 年 4 月より、社員の給料を下げたかのような虚偽の届出をしていましたことをねんきん定期便で知った。請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、平成 25 年 10 月 8 日付けで、同年 9 月の定時決定の記録が取り消され、同年 10 月 9 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って 26 万円に減額処理されていることが確認でき、A 社の事業主及び取締役二人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、年金事務所から提出された滞納処分票により、請求期間において A 社が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

しかしながら、年金事務所から提出された A 社が平成 25 年 10 月 1 日に届け出た上述の同年 4 月 1 日の減額処理に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に添付された臨時株主総会の議事録によると、同年 1 月より役員報酬を改定することについて決議されており、請求者に係る標準報酬月額を 41 万円から 26 万円に変更したことが確認できる上、当該議事録において、同社の事業主及び取締役として請求者を含む 3 人の合計 4 人の氏名及び押印が確認でき、このうちの一人は、実際に報酬が減額となった旨を陳述しており、請求者に係る賃金台帳においても当該届出どおりの内容になっていることが確認できる。

また、上記滞納処分票の平成 25 年 9 月 27 日の事蹟欄において、健康保険組合に役員報酬を

平成 25 年 1 月より下げることを申請中である旨の記載が確認できる。

以上のことから、平成 25 年 10 月 8 日及び同年 10 月 9 日付けで行われた処理については、年金事務所による不合理な訂正処理であったとは認められない。

一方、請求者の保有する平成 25 年 4 月分から同年 12 月分までの給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成 25 年 4 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 38 万円であることが確認できるものの、請求者の給与振込口座の通帳（写）によると、請求期間に A 社から請求者に対し振り込みがあった月は、平成 25 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月の 4 か月のみであり、いずれの月の振込額においても、給与明細書の振込支給額を大幅に下回っていることから、請求者の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、A 社の所轄労働基準監督署から提出された未払賃金立替払の「確認通知書（控）」によると、平成 25 年 8 月 23 日支払分から平成 26 年 1 月 24 日支払分までの未払賃金の立替払額として、未払賃金額の 8 割相当額が記載されており、当該労働基準監督署は、立替払対象期間に賃金の内払いはなかったものと判断し支給しており、立替払額については税金、社会保険料等の控除はしていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間におけるその主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600872 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600328 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（昭和 30 年 3 月 28 日にB社に商号変更。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から昭和 33 年 6 月 20 日まで

A社及び同社が商号変更したB社に勤務していた期間のうち、請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。請求期間については、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求をこれまでに 3 回行ったが、いずれも訂正是認められないとする通知を受け取った。

また、当初の処分には納得できず、行政不服審査法に基づく審査請求も行ったが棄却された。

しかし、何度も主張しているとおり、私は、昭和 29 年 7 月頃に A 社に入社し、D グループの E 職として勤務していた。その後、同社が商号変更した B 社に引き続き勤務しており、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 33 年 6 月 21 日と記録されているのは誤りである。

今回、新たに提出できる資料はないが、再度審議の上、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、A社及び同社が商号変更したB社における複数の元従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が、A社及び商号変更したB社に関する業務を行っていたことはうかがえるが、①同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は連絡先不明のため、請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができないこと、②C社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答していること、③請求者の雇用保険の資格取得日（昭和 33 年 6 月 21 日）が厚生年金保険の資格取得日と同一であること、④B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 6 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる 28 人について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は請求者と同様に記録されてお

り、被保険者名簿及び払出簿において遡って記録が訂正されているなど不自然な点は見当たらない上、請求者の氏名は見当たらず、請求期間に係る健康保険の整理番号欄に欠番がなく、請求期間に請求者に対し健康保険被保険者証が交付されたことは確認できることなどから、既に平成27年9月3日付け、平成28年3月14日付け及び平成28年8月10日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たに提出できる資料はないが、再度審議の上、記録を訂正してほしい旨主張し、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、B社の元従業員で前回の照会に未回答であった複数の者に対し再度照会を行い、一人から回答を得たものの、請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない上、請求期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料等の提出もないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情を認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。